

特

「信用」が導く

個人主体のデータ利活用

情報銀行は「ポスト平成」時代の信用商売

「情報銀行」は謎かけのような存在だ。銀行と銘打つが銀行ではない。自分の権利を行使するために他人にデータを預ける仕組みで、データ利活用のビジネスなのにプラットフォーマーへのアンチテーゼでもあるという。12月から第三者機関による認定申請の受付が始まる見込みの「情報銀行」。はたして、その正体とは。

データとつまく
付き合えていない現実

「知り合いかも ○○さん」
「お客さまのお買い物傾向や閲覧履歴に基づくお薦め商品をお知らせします」。

フェイスブックやアマゾン

利用していると、不意に他のSNSユーザーを紹介してきたり、ダイレクトメールが届いたりする。おかげで昔の友人と連絡がついたり、つい新商品に手を伸ばしたりすることも。しかし、フェイスブックやアマゾンがこちらの情報を「勝手に」判

断してメッセージを送りつけてくるのは気に食わない——そう感じることはないだろうか。

もつとも、それは勘違いだ。フェイスブックやアマゾンの利用を開始するとき、あるいはアプリケーションをアップデートするとき、企業側がユーザーのデータを上記のような目的で利用することはあらかじめ通知されており、私たちはそのことに同意したうえでSNSやネットショッピングを楽しんでいる。しかし、通知文章は難解で膨大な量だ。それをこと細かにチェックしたうえで同意しているユーザーは少ない。そもそも同意

しない限りサービスを受けられないのだから、利用したければ同意せざるをえないと考え、何に同意したかの認識がないまま同意に基づく情報の利活用がされてしまう——こうした状況を「認識外同意」と呼ぶ。

データを活用する企業の中には、プロフィールや位置情報、購買履歴、検索履歴などを含む個人のデータの一部を第三者に提供しているケースもある。それらが個人の十分な認識がないまま活用され、望まぬ広告やレコメンダが氾濫しているのが実態だ。

SNSや検索サイト、ネットショッピングなどのプラットフォーム大手は、もはや社会インフラとして機能しており、彼らのサービスを受けない世界を想像するのは難しい。しかし、そのために（形式的には同意しているとはいえ）自分の情報を半ば「供出」するような状況は望ましいとは言えない。一方、企業側も個人が同意内容を正確に理解しているか不安があるし、法的な個人情報でないとしても第三者提供することで悪評が立

銀行・広告・流通

「五者五様」のデータビジネス

それぞれの強みを生かした情報銀行モデル

日本IT団体連盟が「情報銀行」を認定するスケジュールが具体化し始め、多くの企業が情報銀行となることに関心を示している。ただし、そもそもどのようなビジネスモデルでデータ利活用を行うかは、必ずしも「情報銀行」の枠組みに限られるわけではない。先行するいくつかの企業のデータ利活用への取組みを掘り下げると、各社ならではの強みが浮かんでくる。

三菱UFJ信託銀行

信託銀行だからこそ 情報銀行を目指す

三菱UFJ信託銀行は、11月19日から情報信託機能を有するプラットフォーム「DPRIME（Dプライム）」の試行を開始した。実証実験には三菱UFJフィナンシャル・グループや協力企業の従業員を合わせ10社、1000人が参加している。

Dプライムは、簡単にいえばパーソナルデータストア（PDS）の機能を有した個人用データの出入庫アプリだ。特定の個人データが日々集約される一方、各企業が望む個人のデータ提供の依頼および報酬がスマホ画面に表示され、個人はそれに応じるか否かの指図を行う。提示される報酬は金銭の場合もあれば、個人に最適化されたサービスの場合もある。

集約されるパーソナルデータ（PD）は「行動履歴」「歩行」「資産」の3点。個別に情報連携のオン・オフができ、オンにしない限り、第三者はもち

ろん同行にも情報は渡らない。PDのうち、歩行データについては靴底に内蔵したデジタルデバイスから歩いた場所、距離、歩き方のクセなどをスマホ上に表示する（写真1）。個人がデータを手入力する面倒を省くため、自動的にデータが取れるウェアラブルデバイスに着目し、なかでも日常的に着用する――つまりデバイス装着の着意を意識させない――「靴」で実験することにした。

同行が情報銀行を目指すのは、信託銀行の機能と情報銀行として求められる機能に親和性があるからだ。例えば、個人からデータを受け取ったにもかかわらず報酬を支払うことなく「データを持ち逃げ」をする企業の実現などが考えられなくもない。しかし、報酬が金銭の場合、企業が支払う金銭はいったん三菱UFJ信託銀行にプールされ、信託財産として保全される仕組みとなっている。万一、データの利用企業（あるいは同行自身）が倒産しても、報酬として個人に還元すべき金銭は倒産隔離されており確実に支払われる。

本邦初の契約型カバードボンドの発行意義とその可能性

安定的な外貨資金調達手段を新たに確立できたことは大きい

三井住友銀行（SMBBC）は今般、本邦初となるカバードボンドの発行に成功した。欧州圏を中心に各国がカバードボンド法制を整備しているが、本邦には関連法制がないため、契約型カバードボンドの組成・発行となった。これにより、安定した外貨調達手段の多様化と、日本国債を上回る最上位格付の取得を通じて低コストの外貨調達が実現した。今後、本邦においても、カバードボンドの法制化に向けた議論が深まることを期待したい。

法的根拠がない中で、 伝統的形態に近づける

本邦では、現時点でカバードボンド法制がないため、これまでのカバードボンドに関する論点を加味したうえで契約型カバ

ードボンドのストラクチャチャーを開発した。今回のストラクチャーの概要は、図表1のとおりである。

投資家への販売の観点で、格付会社によるカバードボンドの格付手法に準拠した最上位の格

三井住友銀行 市場営業統括部

上席部長代理

大内山 淳



ゴールドマン・サックス証券 資本市場本部

ヴァイス・プレジデント

箕輪 祐介



SMBCC日興証券

ストラクチャード・ファイナンス部長

浅見 祐之



付を取得することが非常に重要だが、今回の事案では、ムーデイズよりAaaを付与されている。十分な法的分析を行ったうえで、次のポイントによってカバールールの倒産隔離を達成し、ストラクチャーを強化している。

- ①信託法に基づく信託財産の独立性により、SMBCCの信託勘定が保有する財産は、SMBCCの固有勘定の財産から法的に隔離することを企図している
- ②カバールールの信託勘定への

移転はトータル・リターン・スワップ（TRS）を通じて行われているため、SMBCCの固有勘定が倒産した際などには、一括清算法（注1）が適用されることで、倒産手続きに制限されることなく、SMBCCの固有勘定と信託勘定の債権債務関係が清算されることを企図している（カバールールも時価評価され、たうで清算に含まれ、信託勘定から固有勘定に対するカバールール自体の返還は行われな